

宮崎カーフェリー株式会社及び宮崎船舶有限会社に対する出資決定について

2017年12月19日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、本日、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行ったことを受け、法第31条第1項に規定する出資決定を行いましたので公表します。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

宮崎カーフェリー株式会社

宮崎船舶有限会社

（以下「再生支援対象事業者」と総称する。）

2. 出資決定に係る金額等

募集株式の発行会社	2017年11月13日付事業再生計画所定の会社分割及び船舶譲渡に基づき、再生支援対象事業者より全事業を承継する新会社
募集株式の種類	取得請求権付種類株式
払込期日	2018年1月9日（予定）
機構が引き受ける株式数	1,000株
発行価額	1株につき10万円
出資額	1億円

※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の取引における信用を維持・改善するなど、その再生に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者に対して確認しております。

以 上